

# 子ども・子育て支援事業計画の動向

令和元年 5月

# 1. 基本指針の改正

第41回子ども・子育て会議(平成31年1月28日開催)資料4

## 基本指針の改訂方針案について

基本指針の改訂について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、**6月を目途**に予定している。

### 改訂を検討中の主な項目

- (1) **市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項**について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
  - ・ **幼児教育・保育の質の向上**に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・**幼児教育アドバイザー**の配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、**幼児教育アドバイザー**の確保及び**幼児教育センター**の体制整備に努めること。(第二の一関係)
  - ・保護者の選択を保障する観点から、**幼稚園の利用希望**及び保育を必要とする者の**預かり保育の利用希望**に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(二)(1)関係)
  - ・ **国際化の進展**に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や**外国人幼児**、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二2(二)(1)関係)
  - ・ **地域子ども・子育て支援事業**についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による**社会的養育・児童虐待防止対策**に係る改訂に関する事項について見直し。
  - ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、**「都道府県社会的養育推進計画策定要領」**(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、**「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」**(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三2(一)、四5(一)・(二)関係)
- (3) **新・放課後子ども総合プラン**を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一6、別表第三の三関係)

※これらの他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改訂を今後検討。

## 2. 幼児教育無償化の概要①

### 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係関係合意

#### 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨→幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

#### 2. 対象者・対象範囲等

##### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- **3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化**
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化
  - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
  - ※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)

- **0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化**

##### (2) 幼稚園の預かり保育

- **保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化**
  - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

##### (3) 認可外保育施設等

- **3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化**
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- **0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化**

## 2. 幼児教育無償化の概要②

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等  
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
  - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
  - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
  - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

### 3. 財源

#### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等10/10

#### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度(2019年度)に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

### 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### 5. 実施時期

- 2019年10月1日

### 6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断(現物給付の取組を支援)  
認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底

# 3. 幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部改正

## 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

### 概要

#### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

#### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

##### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

##### ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

##### ②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

##### (2) 費用負担

- ・本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

##### (3) その他

- ・市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

### 施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

# 4. 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた子ども・子育て支援新制度の概要

## 子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付  
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3~5歳

保育所  
0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付  
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>  
(第7条第10項第2号)

特別支援学校  
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業  
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等  
(第7条第10項第4号、6号~8号)

・認可外保育施設  
・一時預かり事業  
・病児保育事業  
・子育て援助活動支援事業  
(ファミリーサポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て支援事業(第4章)

地域の実情に応じた子育て支援

・利用者支援事業  
・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業  
・養育支援訪問事業等  
・子育て短期支援事業  
・子育て援助活動支援事業  
(ファミリーサポート・センター事業)

・延長保育事業  
・病児保育事業  
・放課後児童クラブ

・妊婦健診  
・実費徴収に係る補足給付を行う事業  
(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食料費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))  
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

仕事と子育ての両立支援

・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援

市町村主体

国主体

## 5. 第二期子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって①

### 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成にあたっての留意事項

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び第二期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）の作成にあたっての基本指針については、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、6月を目途に改正を予定している。

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成にあたっての留意事項や、基本指針の改正事項についての現時点の方向性は以下のとおり。

#### 1. 量の見込み及び確保方策

##### (1) 全般

- ・ 量の見込みの算出にあたっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。※1
- ・ 都市開発部局との十分な情報共有を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、必要に応じて補正を行うこと。※1

##### (2) 教育・保育

- ・ 0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、適切に算出すること。※1
- ・ 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、確保の内容に含めて差し支えないこと。※1
- ・ 必要利用定員総数について、当該年度より翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。※1
- ・ 新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降は、入所児童の進級に伴い、その定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。※1
- ・ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。※2
- ・ 子ども・子育て支援法附則第14条に規定する保育充実事業の実施にあたっては、市町村支援事業計画に位置付けること。※3
- ・ 認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引き続き実施すること。（基本指針第三の四の2（二）（2））※4

## 5. 第二期子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって②

### 1. 量の見込み及び確保方策（続き）

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。※1
- ・ 利用者支援事業については、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。※1
- ・ 放課後児童健全育成事業について、可能な限り学年ごとに、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。その際、新・放課後子ども総合プランに基づく量の見込みの算出方法又はニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法のうち、いずれか適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえて、量の見込みの数字とすること。※5

### 2. 自治体間の調整

#### (1) 広域利用の調整

- ・ 都道府県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有しているため、都道府県支援事業支援計画の作成過程では、市町村との連携を図ること。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 市町村が市町村支援事業計画を作成するにあたって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ他の市町村と調整を行うこと。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整や適切な区域設定を行うこと。（基本指針第三の二の2（二））※6
- ・ 病児保育の広域利用について、市町村間で利用枠に関する協定を締結している場合は、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で市町村支援事業計画に位置付けることが適当と考えられること。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行うこと。※7

#### (2) 子ども・子育て支援法に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映

- ・ 同法附則第14条第4項に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。※3



## 5. 第二期子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって③

### 3. 他の計画との関係

- ・ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。こと。（基本指針第三の一の六）

### 4. 計画の公表、点検及び評価等

#### (1) パブリックコメント等の実施

- ・ 市町村は、市町村支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、パブリックコメントの実施等の方法によって、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていること。（子ども・子育て支援法第61条第8項）

#### (2) 計画の公表、点検及び評価

- ・ 市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画を作成したときは、これを公表すること。（基本指針第三の六の四）
- ・ 市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表すること。この際、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれること。（基本指針第三の六の三）
- ・ 地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされている。市町村・都道府県はその結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。（基本指針第六の二）

## 5. 第二期子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって④

### 5. 基本指針の改正を予定している項目

#### (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。※8

#### (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。※8

#### (3) 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。※8

※ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に要する経費については、平成31年度において地方財政措置が講じられる予定。

(参考)

- ※1 平成30年8月24日事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方について」
- ※2 平成30年3月30日内閣府告示第56号
- ※3 平成30年4月9日通知府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」
- ※4 平成26年4月1日事務連絡「認定こども園への移行について」、平成25年12月18日事務連絡「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について」
- ※5 平成30年12月27日事務連絡「『新・放課後子ども総合プラン』に基づく放課後児童健全育成事業に係る『量の見込み』の算出等の考え方について」
- ※6 平成26年8月29日事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取り扱いについて」、自治体向けFAQ第17版
- ※7 自治体向けFAQ第17版
- ※8 平成31年1月28日第41回子ども・子育て会議資料4

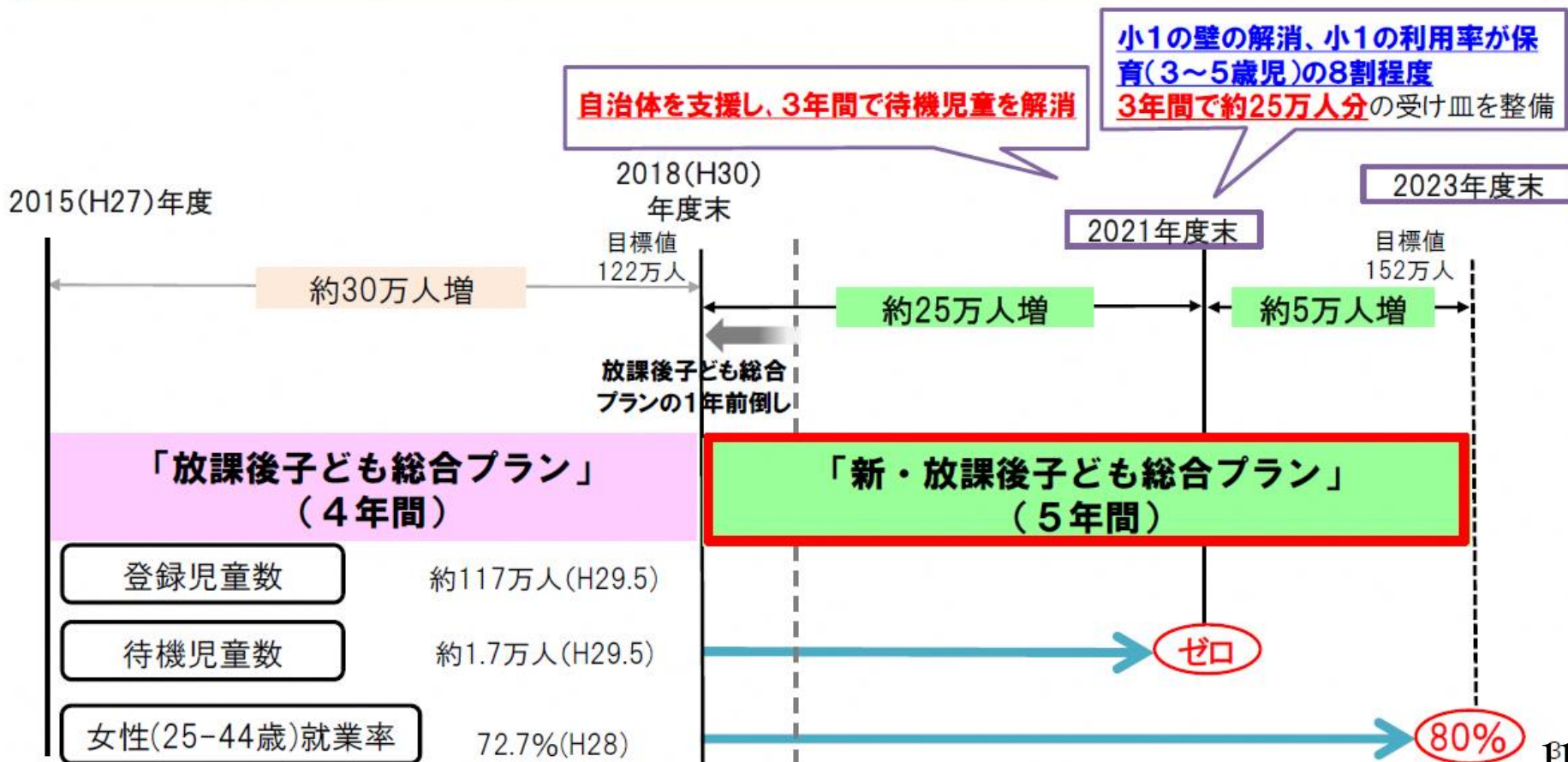
# 6. 新・放課後子ども総合プラン

## 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



## 7. 次世代育成支援行動計画策定指針の改正

### 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

資料5

- 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、指針の見直しを行う。
- 新・放課後子ども総合プランの策定など、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針(基本指針)の改正と同様のスケジュールで進める予定。

#### 参考

○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)  
(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## 8. 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

### 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

#### 緊急的に講ずる対策

##### I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
  - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
  - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
  - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

##### II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
  - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

##### III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
  - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
  - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
  - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報
 なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

##### IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
  - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
  - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
  - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

##### V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

##### VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒して見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
  - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
  - ②一時保護の体制強化策
  - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

## 9. ひとり親家庭等への支援施策

### ひとり親家庭への支援施策等に係る近年の状況

平成 26年	<p>○<b>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の成立（平成26年1月17日施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</li> <li>法の附則に施行5年後の見直し検討規定が設けられる。</li> </ul> <p>○<b>子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき定められる。</li> <li>おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。</li> </ul> <p>○<b>母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正（平成26年10月1日、平成26年12月1日施行）〈別添1参照〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月の「中間まとめ※」の課題への対応や子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。 ※社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会「中間まとめ」</li> <li>母子及び寡婦福祉法の改正（平成26年10月1日施行） ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大を行い、法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。</li> <li>児童扶養手当法の改正（平成26年12月1日施行） 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。</li> <li>改正法の附則に施行5年後の見直し検討規定が設けられる。</li> </ul>
27年	<p>○<b>母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づく基本方針を定める。（平成27年10月2日、厚労告417）</li> <li>基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間。</li> </ul> <p>○<b>すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）〈別添2参照〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定</li> <li>就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を実施。</li> </ul>
28年	<p>○<b>児童扶養手当法の改正（児童扶養手当の機能の拡充）（平成28年8月1日施行）〈別添3参照〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2子加算額を5,000円から最大10,000円に、第3子以降加算額を3,000円から最大6,000円に増額。</li> <li>加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減させる。（※） ※支給額の逓減については政令改正。物価スライドは平成29年4月分から適用。</li> </ul>